

# GALL



---

## コロナ後の香港における倒産

### 香港の状況

COVID-19によって、世界中で予想もしない問題が発生し、その結果、多くの会社がこの感染症の広がりの中で生き残ることができなくなった。香港も例外ではない。香港政府破産管理署が公表したデータによると、香港においては、本年1～7月に、5219件もの強制個人破産申立てと247件もの強制会社清算申立てがなされ、それぞれ前年比13.7%及び5.1%の増加となった。COVID-19の影響は、未だこうした数字には十分に反映されていないように思われる。

世界の各国政府は、COVID-19の流行に起因する過酷な状況に鑑みて、救済措置の必要性を認識している。英米法系の地域においては、事業を保護するため、倒産法上暫定的な措置を実施しているところがある。

### 現行の法体系

現在、香港は、成文法上何ら法人救済制度を有していない。イングランド及びウェールズにおける会社管理(administration)手続、米国連邦倒産法第11章の会社更生制度、シンガポールの会社更生(judicial management)手続や救済融資の優先制度と比較すると、香港において財務的に窮乏した会社に対し法人救済措置をとるには、清算人を選任するか、私的整理スキーム(a scheme of arrangements)によるほかない。

ゆえに、香港の現状の倒産制度には、主に、以下の欠点があるといえる。

- 法人救済制度の欠如
- 成文法上の法的請求の猶予制度の欠如
- 国際倒産の明示的承認の欠如

### 他地域における倒産法制度内の保全処分

米国、英国及びシンガポールでは、COVID-19とその法的な影響に直面したことを受けて、時を同じくして、暫定的に倒産法上いくつかの変更を行なっている。

# GALL

例えば、米国においては、コロナウイルスの援助・救済・経済的保障(ケア)法(The Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security (CARES) Act)が2020年3月27日署名成立し、米国倒産法第11章第5節(小規模事業債務者の更生手続)における債務上限額2,725,625米ドル(1米ドル100円(以下同じ。))として、2億7256万2500円)を、750万米ドル(7億5000万円)まで引き上げた。この改正は、CARES法制定後に申し立てられた倒産手続に適用される。かかる債務基準額は、2021年3月27日に、2,725,625米ドル(2億7256万2500円)に戻ることが予定されている。

英国においては、2020年5月20日、政府は、英国倒産法に一時的な改正を加える「会社倒産及びガバナンス」法案を公表した。これは主として、COVID-19が経済に及ぼす影響の中で奮闘しながらなお財務的に生き残ることができる事業を財務的に救済することを目的としており、例えば、以下のような措置を定めている。

- 不当な取引ルールの一時的効力停止
- 新たな事業再編プロセス
- 相手方当事者が関連する倒産手続に入った場合における、商品及び役務の供給契約中の解除条項の援用の禁止

シンガポールにおいては、COVID-19(暫定措置)法(「コロナ法」)が実施され、コロナ下において事業及び個人がいずれも直面する経済的困難の問題に取り組んでいる。2018年以降の「倒産、再編及び解散法」上の基準額は、以下のとおり増額されている。

個人については、以下のとおり。

- 破産手続開始の金銭債務の基準額を、15,000シンガポールドル(1シンガポールドル80円(以下同じ。))として、120万円)から60,000シンガポールドル(480万円)へ変更
- 個人の「債務弁済スキーム」への適合性については、従前の100,000シンガポールドル(800万円)から250,000シンガポールドル(2000万円)に変更  
事業については、以下のとおり。
- 清算手続開始の金銭債務の基準額を、10,000シンガポールドル(80万円)から100,000シンガポールドル(800万円)へ変更

これに加えて、債務者が債権者の請求に対し返答すべき期間についても、従前は倒産手続を開始することができる前21日以内であったが、6か月以内に変更された。

## COVID-19による経済的困難に対する香港政府の措置

現状、香港はCOVID-19に対処するため種々の措置を講じている。例えば、雇用維持スキーム(Employment Support Scheme、「ESS」という制度が導入され、強制退職金積立基金(MPF)に対し積立てを行なっている全ての雇用主のため、余剰人員整理解雇(redundancy)は実施しない旨約束させる代わりに、従業員1名あたり1か月9,000香港ドル(1香港ドル14円(以下同じ。))として、12万6000円)を上限として賃金補助金を支給する措置を講じたり、18歳以上の香港永住IDカード所持者に対し、10,000香港ドル(14万円)の一時金を支給したりしている。加えて、香港政府は、税務上の措置や特殊なセクターに対する救済措置という形で様々な変更措置を実施している。しかし、倒産法制については、何ら暫定的な変更はなされていない。

# GALL

## 経済的困難に直面した企業の救済に関する香港の取組みと、香港倒産法制の今後の展望

香港においては、困難に直面した会社に対する救済という意味では、2つの選択肢がありうる。私的整理スキームと、臨時清算である。私的整理スキームとは、通常は、債権者に対し、関連する会社に対する債権として最終的に認容され得る金額に比して、債権をより少額とすることを承諾する旨の妥協を求めるために用いられる手続である。臨時清算とは、通常の清算人が当該会社の資産を債権者に分配することを役割とするのとは異なり、臨時清算人を選任した上、現状を保全することを試みる手続である。しかし、実は、臨時清算は会社救済のための制度ではない。

私的整理スキームの仕組みは、香港において会社救済のために用いることができる成文法上の手段ではあるが、理想的な制度とは考えられていない。高額な費用がかかり、支払猶予の手段も法定されておらず、したがって会社が債権者と交渉するための保護期間を設けることもできない。

加えて、現状、香港は、(国際倒産に関するUNCITRALモデル法のような)国際倒産を想定した立法を有していないため、香港外を設立地としながら香港に所在する会社については、いくつもの争点を生じる可能性がある。にもかかわらず、香港においては、国際倒産の文脈において承認ないし援助を申し立てることは珍しくない。香港法院は、要件さえ満たせば、コモンロー上の援助として、海外において役職を保持する者の選任及び権限について、その全部又は一部を承認することが多い。

香港においては、倒産法制の改革がますます喫緊の課題となっていることもあって、香港における会社救済のための法制改革が再び提案されており、進歩として歓迎されている。2020年3月、香港政府は、2020/2021年の立法会会期の前半において会社救済法案の最終案をまとめる計画を公表しているが、今後なされうる変更がどのような影響を持つかは、立法会における可決までなおいくばくかの時間を要する可能性があるし、事業や個人に対するCOVID-19の影響を緩和するのに効果的かどうかは、時の経過を待つほかはない。

## 連絡先



Evelyn Chan  
パートナー  
+852 3405 7671  
evelynchan@gallhk.com



Kenix Yuen  
パートナー  
+852 3405 7608  
kenixyuen@gallhk.com

本記事に含まれる事項は、一般的な情報提供の目的のためのみに提供されるものであり、いかなる特定の事実や状況に対しても、法律上、会計上、金融上又は税務上の助言や意見と解釈されてはならず、そのようなものとして依拠されてはならないものとします。当事務所は、本記事に含まれる情報に依拠して生じる作為又は不作為により直接的又は間接的に生じるいかなる損害にも、責任を負いません。読者固有の状況や特定の法的疑問については、それらに関する法的助言を依頼することをぜひご検討ください。